給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第４号

愛媛県松山市水泥町1086番地

再生債務者　西岡　富雄

1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月８日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年10月22日まで

松山地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１００８１号

東京都葛飾区水元５―11―19

再生債務者　増川　　宏

1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月11日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月25日から平成25年11月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号

群馬県太田市安良岡町314番地12

再生債務者　六本木康志

1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月15日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月29日から平成25年11月19日まで

前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第４号

大津市螢谷５番34号

再生債務者　奥村　祥一

1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月15日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月29日から平成25年11月５日まで

大津地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再ロ）第１号

香川県高松市生島町89番地５

再生債務者　奥村　嘉浩（旧姓西井）

1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月15日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月29日から平成25年11月12日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第３号

秋田県湯沢市成沢字上堤101番地４

再生債務者　高橋　弥生

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年10月８日まで

平成25年９月17日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（再ロ）第７号

千葉県八千代市大和田新田1000番地３　グリーンシャトレー108号

再生債務者　森子　和之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年９月30日まで

平成25年９月13日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再ロ）第３２号

大阪府枚方市中宮北町３番10―808号

再生債務者　松栄スクリューこと　松尾　和彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年10月11日まで

平成25年９月13日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１号

山口県美祢市美東町真名2507番地

再生債務者　山根　　武

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年10月15日まで

平成25年９月17日　　山口地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第３号

埼玉県狭山市根岸１丁目７番31号

再生債務者　中島　龍一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月17日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再ロ）第４号

神戸市西区伊川谷町有瀬605番地の２　プレステージ西神戸Ⅳ402号

再生債務者　向当　俊司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月17日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２５年（再ロ）第１００１４号

東京都墨田区石原２―26―８―203

再生債務者　八島　　剛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月17日

東京地方裁判所民事第20部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十四日

掲載貢　一九貢（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十日

掲載貢　五十貢（号外第一四九号）

平成二十五年九月二十六日

東京都品川区大崎一丁目一一番一号

（甲）株式会社エネックス

代表取締役　小山　譽紘

秋田県秋田市土崎港相染町字土浜二〇番地の一

（乙）日秋興業株式会社

代表取締役　藤原　弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月十六日

掲載貢　三十六貢（号外第一七九号）

平成二十五年九月二十六日

神奈川県海老名市大谷北二丁目九番二七号

（甲）三六電設株式会社

代表取締役　篠原政二朗

神奈川県海老名市今里二丁目六番三六号

（乙）三六メンテナンス株式会社

代表取締役　岩野株式会社　榮八

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年一月一日であります。

両社の株主総会の承認決議は平成二十五年九月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月八日

掲載貢　七十九貢（号外第一四七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月二十三日

掲載貢　四十五貢（号外第一五九号）

平成二十五年九月二十六日

静岡県藤枝市駿河台二丁目一七番一五号

（甲）株式会社ミック

代表取締役　中川　春原

大阪府大阪市中央区伏見町二丁目六番四号

（乙）株式会社サン総合情報センター

代表取締役　荒井　慎一